

○総務省令第四百号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

総務大臣 山本 早苗

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四百四十一条の次に次の一条を加える。

（法第三百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模）

第四百十一条の二 法第三百三十三条第一項の総務省令で定める規模のものは、引込端子の数が五百のものとする。

2 第三百三十三条第二項の規定は、前項の引込端子について準用する。

第四百十四条中「総務大臣」の下に「（法第三百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、法第三百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事。第六十九条及び第二百十七条において同じ。）」を加える。

別表第四十の一号を次のように改める。

別表第四十の一号（第141条関係）

有線一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。記名押印又は署名)

電 話 番 号

有線一般放送 (小規模施設特定有線一般放送を除く。以下同じ。) の業務を次のとおり行うので、

放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名	
一般放送の種類		
使用	自己の設備又は他人の設備の別	
	設備の規模	
	ヘッドエントの設置場所	

施	主たる演奏所の設置場所			
	受信空中線の設置場所			
設	線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置			
業	使用する周波数	用 途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
業務区域				
放	放送番組の編集の基準	放 送 時 間		

送 番 組 に 関 する 事 項		1 日 当 た り		時 間
		主たる放送事項		
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	()	
有料放送の実施	<input type="checkbox"/> 有料放送を含む <input type="checkbox"/> 有料放送を含まない			

注 1 届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付

すること。

注 2 一般放送の種類のカ欄には、放送法第142条第1号に定める一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	テレビジョン放送
	ラジオ放送—告知放送業務

注 3 設備の規模のカ欄には、当該設備に係る引込端子の数を記載すること。

注 4 ヘッドエンドの設置場所のカ欄、主たる演奏所の設置場所のカ欄及び受信空中線の設置場所のカ欄には、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。

注 5 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置のカ欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置を記載した地図を添付すること。

注 6 使用する周波数のカ欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。

注 7 用途のカ欄には、例えば、「NHK (何) テレビジョン放送局 (総合) の放送の同時再放送」、

「(何)社(何)デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。

注 8 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注 9 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、有線一般放送の加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

注10 放送番組に関する事項の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては自主放送を行う場合に限り記載することとし、ラジオ放送を行う場合においては放送時間及び主たる放送事項に限り記載すること。また、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注11 業務開始時の受信契約者の見込数の欄の()内には、再放送のみの受信契約者の見込数を再掲すること。

注12 有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含むか否かについて記

載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注13 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注14 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十の二号を別表第四十の三号とし、別表第四十の一号の次に次の一表を加える。

別表第四十の二号（第141条関係）

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名	
一般放送の種類		
使用	自己の設備又は他人の設備の別	
	設備の規模	
	ヘッドエントの設置場所	
	受信空中線の設置場所	
施設	線路及び付近の道路、鉄	

設 道、軌道等の位置	用 途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
使用する周波数			
業			
務			
業務区域			
放	放 送 時 間		
送	一日当たり		
番	時間		
組	主たる放送事項		
に			

関
す
る
事
項

業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	
有料放送の実施	<input type="checkbox"/> 有料放送を含まない		

注 1 届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。

注 2 一般放送の種類の種類には、放送法第142条第1号に定める一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	テレビジョン放送
---------	----------

- 注 3 設備の規模の欄には、当該設備に係る引込端子の数を記載すること。
- 注 4 ヘッドエンドの設置場所の欄には、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。
- 注 5 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置を記載した地図を添付すること。
- 注 6 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。
- 注 7 用途の欄には、例えば、「NHK (何) テレビジョン放送局 (総合) の放送の同時再放送」、
「(何) 社 (何) デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」のように記載すること。
- 注 8 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。
- 注 9 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、小規模施設特定有線一般放送の加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県

名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

注10 放送番組に関する事項の欄には、ラジオ放送を行う場合に限り記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注11 有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含まないものであることについて、□にレ印を付けること。

注12 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注13 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

「放送法第114条中「一般放送業務開始届出書」を「一般放送（有線一般放送にあつては、小規模施設特定有線一般放送を除く。）業務開始届出書」と改定し、放送法第115条の4を改定する。

注2 一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

また、有線一般放送にあつては、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾でき

る区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

別表第四十一号を別表第四十一の一号とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十一の二号（第144条関係）

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

年 月 日付けの小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、放送法第133条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

注1 小規模施設特定有線一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した変更前及び変更後の地図を添付すること。

注2 同時再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。

注3 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別紙第411号中「一般放送業務承継届出書」や「一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）業務承継届出書」及び「一般放送事業者の地位を承継した」や「一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。）の地位を承継した」に於て、注3から注5までを次のように改める。

注3 登録一般放送事業者の地位を承継した場合には、別表第33号の別紙(1)及び(5)を添付すること。

注4 届出一般放送事業者の地位を承継した場合において、承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び代表権を有する役員の名を記載した書面を、承継者が一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書類及び代表権を有する役員の名を記載した書面を添付すること。

注5 承継に伴い、再放送について、新たに放送事業者の同意を必要とする場合には、その同意書の写しを添付すること。

別表第四十二号中注6を注7とし、注5の次に次のように加える。

注6 承継に伴い、新たに道路の占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は当該承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。

別表第四十二号を別表第四十二の一号とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十二の二号 (第145条関係)

小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。記名押印又は署名)

電 話 番 号

小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第134条第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届	
出年月日	
備考	

注1 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。

注2 承継者が小規模施設特定有線一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び代表権を有する役員の名を記載した書面を、小規模施設特定有線一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書類及び代表権を有する役員の名を記載した書面を添付すること。

注 3 承継に伴い、同時再放送について、新たに放送事業者の同意を必要とする場合には、その同意書の写しを添付すること。

注 4 承継に伴い、新たに道路の占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。

注 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表第四十三号中「一般放送の業務の廃止届出書」及び「一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）の業務の廃止届出書」並びに「一般放送の業務を次のとおり廃止した」及び「一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）の業務を次のとおり廃止した」に於て、同表を別表第四十三の一号とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十三の二号（第146条第 1 項関係）

小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第135条第1項の規定により届け出ます。

理由	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届	
出年月日	
業務区域	

廃止年月日

注1 業務区域の欄には、小規模施設特定有線一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、例えば、「(何)市(何)町」のように記載すること。

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第四十四号中「一般放送事業者たる法人」を「一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。）たる法人」に改め、同表を別表第四十四の一号とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十四の二号（第146条第2項関係）

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

電 話 番 号

小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人が解散したので、放送法第135条第2項の規定により届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届 出年月日	
解散年月日	

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
別表第五十二号を別表第五十二の一号とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第五十二の二号 (第171条関係)

(表)

第 号

有線電気通信設備の使用検査職員の証

この証明書を携帯する職員は、放送法第145条第4項の規定による有線電気通信設備の使用の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

所 属

氏 名

発 行

有効期限

県 都

都道府県 道

印 府

年 月 日

(裏)

放送法抜粋

第145条 一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第4項において同じ。）は、その設置に関し必要とされる道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の許可その他法令に基づき処分を受けずに設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ずに他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第133条第1項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第4項、第174条並びに第175条において同じ。）は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 総務大臣は、第1項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第174条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

4 総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三・四 (略)

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正)

第二条 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令(平成二十三年総務省令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一般放送」の下に「(同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条及び第三条において同じ。)」を加え、「第二百一十一条」を「第四百四十三条」に改める。

別記第1様式中

業務を執行する役員の氏名	資本の額
	十円

代表権を有する役員の氏名

「注 1 資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額にその株式数を乗じたものを記載することとし、その他の法人の場合は、これに準じたものを記載すること。

2 届出者が法人である場合は定款又は寄付行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。」

「注 1 届出者が法人である場合は定款又は寄付行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。」

「(1) ヘッドエンド及び主たる演奏所

注 1 設置の場所は、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。

2 受信空中線がある場合は、その設置の場所を注 1 に準じて付記すること。」

「(1) ヘッドエンド、主たる演奏所及び受信空中線

注 1 設置の場所は、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビル」

図を添付すること。

」

「4 (2)の再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

5 (3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。」

「8 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。」

「8 有料放送の実施の欄には、放送法第147条第1項に規定する有料放送を含むか否かについて記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

9 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。」

終

別記録の終り中「3 一般放送の業務区域の変更をしようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること」や「3 一般放送の業務区域の変更をしようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した変更前及び変更後の地図を添付すること」に定める。

附 則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。